

様式第1(その2の2)

商用車の電動化促進事業(タクシー・バス)事業実施計画書(充電設備等)

充電設備	メーカー名 ^{注1} :	
	型 式 ^{注1} :	
	製造番号 ^{注1} :	
	出力電力 ^{注1} :	kW (口数: 口)
	台 数:	台
	対象機器 ^{注2} :	
	急速充電	普通充電 V2H・外部給電器 高圧受電設備
所要経費		金額
(1)-1 補助対象経費 (充電機器・1台あたり) ^{注3}	急速充電	円
	普通充電	円
	V2H・外部給電器	円
(2)-1 機器基準額 (1)-1 に補助率を乗じた額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)		円
(3)-1 機器上限額 ^{注4}		円
(4)-1 補助金所要額(補助金交付申請額) (2)-1 と(3)-1 を比較して少ない額		円
(5)-1 補助金交付申請額・充電機器((4)-1×台数)		円
(1)-2 補助対象経費(工事費・全体) ^{注3}		円
(2)-2 工事費基準額 ^{注4} (1台あたりの工事費上限額×充電機器台数)		円
(3)-2 補助金所要額(補助金交付申請額) (1)-2 と(2)-2 を比較して少ない方の額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする)		円
(1)-3 充電設備の総事業費(「(1)-1」と「(1)-2」の和)		円
(2)-3 寄付金、補助金その他の収入		円
(3)-3 補助対象経費支出予定額(「(1)-3」-「(2)-3」)		円
(4)-3 基準額(「(5)-1」と「(3)-2」の和)		円
(5)-3 補助金交付申請額・充電設備、工事費 (「(3)-3」と「(4)-3」を比較して少ない額)		円

注1 充電設備メーカーが定める型式等をそれぞれ記載する。

注2 該当する充電設備に○を付す。

注3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

注4 交付規程別紙1の1-3により算定した額とする。ただし、(3)-1については補助対象充電設備型式一覧表の上限額を記載。また、(2)-2については公募要領4.補助金額等にある充電設備工事費の上限額に台数を乗じた額を記載。高圧受電設備についての記載は(1)-2 補助対象経費(工事費・全体)に記載する。その際、(2)-2は台数を乗じず、1工事あたりの上限額を記載。

* 充電設備の種類が変わる場合は、種類ごとに用紙を分けて記載すること。その場合、新たな用紙を設けて充電設備に係る総額を太枠の箇所だけに記載すること。

様式第10（その2の2）

商用車の電動化促進事業（タクシー・バス）実施報告書（充電設備等）

充電設備	メーカー名 ^{注1} ： 型式 ^{注1} ： 製造番号 ^{注1} ： 出力電力 ^{注1} ： kW（口数： 口） 台数： 台 対象機器 ^{注2} ： 急速充電 普通充電 V2H・外部給電器 高圧受電設備	
	所要経費	金額
(1)-1 補助対象経費 (充電設備・1台あたり) ^{注3}	急速充電	円
	普通充電	円
	V2H・外部給電器	円
(2)-1 機器基準額 (1)-1 に補助率を乗じた額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)		円
(3)-1 機器上限額 ^{注4}		円
(4)-1 補助金所要額(補助金交付申請額) (2)-1 と(3)-1 を比較して少ない額		円
(5)-1 補助金交付申請額・充電機器((4)-1×台数)		円
(1)-2 補助対象経費(工事費・全体) ^{注3}		円
(2)-2 工事費基準額 ^{注4} (1台あたりの工事費上限額×充電機器台数)		円
(3)-2 補助金所要額(補助金交付申請額) (1)-2 と(2)-2 を比較して少ない方の額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする)		円
(1)-3 充電設備の総事業費(「(1)-1」と「(1)-2」の和)		円
(2)-3 寄付金、補助金その他の収入		円
(3)-3 補助対象経費支出予定額(「(1)-3」-「(2)-3」)		円
(4)-3 基準額(「(5)-1」と「(3)-2」の和)		円
(5)-3 補助金交付申請額・充電設備、工事費 (「(3)-3」と「(4)-3」を比較して少ない額)		円

注1 充電設備メーカーが定める型式等をそれぞれ記載する。

注2 該当する充電設備に○を付す。

注3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。

注4 交付規程別紙1の1-3により算定した額とする。ただし、(3)-1については補助対象充電設備型式一覧表の上限額を記載。また、(2)-2については公募要領4.補助金額等にある充電設備工事費の上限額に台数を乗じた額を記載。高圧受電設備についての記載は(1)-2 補助対象経費(工事費・全体)に記載する。その際、(2)-2は台数を乗じず、1工事あたりの上限額を記載。

* 充電設備の種類が変わる場合は、種類ごとに用紙を分けて記載すること。その場合、新たな用紙を設けて充電設備に係る総額を太枠の箇所だけに記載すること。